

25田農第251番
令和7年5月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田原市長

市町村名 (市町村コード)	田原市 (232319)
地域名 (地域内農業集落名)	田原東部地区、田原地区、野田地区、赤羽根地区、伊良湖地区、福江地区、泉地区 (省略)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

計画のとおり

(2) 地域における農業の将来の在り方

計画のとおり

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	計画のとおり ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	計画のとおり ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

計画のとおり

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地法3条による集積・集約について協議し、新たな担い手を位置付けた(その他の方針については計画のとおり)。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理事業を活用した集積・集約について協議し新たな担い手を位置付けた(その他の方針については計画のとおり)。
(3) 基盤整備事業への取組方針 計画のとおり
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 計画のとおり
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 計画のとおり

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 計画のとおり				